

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和 6 年度

工事番号

香川県砂防情報システム保守管理業務委託 実施 設 計 書

高松市番町他



## 特記仕様書

1. この仕様書は、令和6年度香川県砂防情報システム保守管理業務委託に適用する。
2. この仕様書に記載されたものの他、設計書、図面、現場説明書、現場説明に対する質問回答書、及び「電気通信施設点検基準（案）」、「電気通信施設点検業務共通仕様書」、「土木工事共通仕様書」、「香川県情報セキュリティポリシー」等、並びに関係諸法令及び条例等を遵守すること。
3. 国、公有又は私有、土地への立ち入りを行なうときは、あらかじめ立ち入り区域及び期間等を調査職員に届け出なければならない。
4. 業務に伴う地元関係者との調整について、受注者は調査職員の指示に従いこれにあたらなければならない。また、立会、及び伐採等に要する費用弁償は、すべて受注者の責任において行なうこと。
5. 受注者は、業務の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。）から不当要求行為（不当又は違法な要求、工事妨害その他建設工事等の契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
  - (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
  - (3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導し、その報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
6. 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
  - (2) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても同様とする。
  - (3) 受注者は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
  - (4) 受注者は、この契約による事務の処理のために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
  - (5) 受注者は、この契約による事務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。  
また、受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
  - (6) 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。  
また、事務の処理を行う場所に、資料等の複写が可能な媒体を持ち込んで서는ならない。
  - (7) 受注者は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。
  - (8) 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- (9) 発注者は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、受注者に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。
  - (10) 受注者は、この契約による事務の処理のために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、発注者の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。
  - (11) 受注者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 7. 業務の実施にあたっては、調査職員と連絡を密にし、疑義が生じた場合は、速やかに指示を受けること。
  - 8. 業務の実施にあたって、必要となる資料等の貸与等については調査職員へ申し出、使用後は速やかに返却すること。
  - 9. 成果物の引き渡し後、過誤、粗漏、不足及び不適當が発見された場合は、ただちに修補を行なうものとする。この場合に要する費用は、受注者の負担とする。
  - 10. 成果物の提出は業務完了時とするが、調査職員が中間報告を求めた場合には速やかに応じるものとする。

# 特記仕様書

## 第1条 適用

本仕様書は、「令和6年度香川県砂防情報システム保守管理業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 第2条 業務範囲

本業務の範囲は、点検対象機器一覧表に示す機器について本特記仕様書及び電気通信施設点検基準に基づき、現場の状況に応じて点検・整備を行うものとする。

また、本業務の履行において生じる軽微な障害修理については、本業務に含まれるものとする。

## 第3条 点検種別及び点検周期

対象機器及び点検周期は、「点検対象機器一覧表」（以下、「一覧表」という。）に基づき実施するものとする。点検種別は、通常点検と精密点検の2種類とし、精密点検1回/年、通常点検2回/年、実施するものとする。実施時期については、担当職員と協議の上決定するものとする。

## 第4条 消耗品の交換（点検時に交換することを想定）

本業務の履行において、消耗品の交換の必要を確認した場合については、担当職員と協議の上、対応するものとする。

## 第5条 障害時対応（合計24回：県庁で1回8時間を想定）

対象設備に関して、委託期間中において障害が発生した場合は、すみやかに担当職員と協議し、必要な措置を講じるものとする。また、異常気象時等には、より迅速な障害対応が必要となるため、県庁又は点検対象機器の存する場所等、担当職員が指定する場所で待機するものとする。

なお、異常気象とは以下に示すものをいう。

ア 高松地方気象台から大雨警報、洪水警報又は大雨特別警報（土砂災害、浸水害）が発表されたとき。

イ 大雨、洪水、土砂災害に対する危険があると香川県知事が判断したとき。

## 第6条 観測局の維持管理（延べ22人工での実施を想定）

観測局の機能確保のため、維持点検を実施するものとし、実施時期については精密点検時及び通常点検（1回目）時に合わせて行うものとする。

なお、草刈対象局及び回数は、一覧表の「中継局・無線局等点検（草刈）」を参照すること。実施時期については、担当職員と協議の上、決定するものとする。

## 第7条 完成図書及び付属品の貸与

業務の遂行のために必要な完成図書及び付属品は、貸与する。

## 第8条 成果品の提出

業務完成時に成果報告書を1部提出するものとする。

なお、障害時の対応を行った場合は、その都度、報告書を提出し、業務完成時には成果報告書に添付するものとする。

<無線局位置一覧表>

無線局		所在地
香川県庁		
1	香川県庁総括局	香川県高松市番町4丁目1番10号
長尾土木事務所		
1	長尾土木事務所	香川県さぬき市長尾東1538-1
2	女体山中継観測局	香川県さぬき市寒川町石田東字長尾谷甲3130-1
3	朝倉中継観測局	香川県木田郡三木町大字朝倉字石船2177番2
4	一本松橋中継観測局	香川県東かがわ市西村149番3
5	引田中継局	香川県東かがわ市引田字沖代542番7
6	立石観測局	香川県木田郡三木町大字井上字池上2270番4
7	鹿庭観測局	香川県木田郡三木町大字鹿庭字三番乙184番7
8	小囊観測局	香川県木田郡三木町大字小囊字囊谷1575番7
9	小海観測局	香川県東かがわ市小海字別惣2125番4
10	水主観測局	香川県東かがわ市水主784番3
11	鶴羽観測局	香川県さぬき市大川町富田東上北地1480番地4
12	平畑観測局	香川県さぬき市津田町津田字円山3635番1
13	西山観測局	香川県さぬき市鴨部字西山2558番
14	入野山観測局	香川県東かがわ市与田山字森兼470番12
高松土木事務所		
1	高松土木事務所	香川県高松市多肥上町1251-1
2	浅野観測局	香川県高松市香川町大字浅野字宮浦3117番1
3	横井観測局	香川県高松市香南町横井字御権堂788番1
4	成合観測局	香川県高松市円座町字永井836番5地先
5	川島観測局	香川県高松市十川西町
6	牟礼観測局	香川県高松市牟礼町牟礼字仲代152番10
7	高松町観測局	香川県高松市新田町字岡山乙8番3
8	真名屋敷観測局	香川県高松市塩江町上西字物井川甲2057番15
9	上貝ノ股観測局	香川県高松市塩江町上西字上貝ノ股甲2020番4
10	安原下観測局	香川県高松市塩江町安原下字平賀第2号1801番5
11	女木島観測局	香川県高松市女木島字與ノ浜2023番地先
12	庵治観測局	香川県高松市庵治町字篠尾4351番390
13	春日観測局	香川県高松市春日町字片田1766番地先
14	東谷観測局	香川県高松市香川町東谷字下谷2669番1
15	新名観測局	香川県高松市国分寺町新名字橋2108-1
16	大平山中継観測局	香川県高松市国分寺町新居字大平3793-163
小豆総合事務所		
1	小豆総合事務所	香川県小豆郡土庄町湊崎甲2079-5
2	四方指中継局	香川県小豆郡小豆島町神懸通字嶮岨山乙1117-53
3	橘峠観測局	香川県小豆郡小豆島町安田字古郷乙19-22
4	平間観測局	香川県小豆郡小豆島町福田字近谷
5	猪谷観測局	香川県小豆郡小豆島町神懸通字猪谷乙201-8
6	大部観測局	香川県小豆郡土庄町大部字スリ乙244-7
7	堀越観測局	香川県小豆郡小豆島町堀越字北浦西甲889-1
8	池田段山観測局	香川県小豆郡小豆島町神懸通字嶮岨山乙1117-1
9	銚子観測局	香川県小豆郡土庄町肥土山字蛙子丙263-44
10	蒲野段山観測局	香川県小豆郡小豆島町蒲野段山1261地先
11	西ノ滝観測局	香川県小豆郡小豆島町池田字西の谷370
12	長浜観測局	香川県小豆郡土庄町長浜字カバガ滝乙815-3
13	畝木観測局	香川県小豆郡土庄町字柚之奥乙1117-4
14	豊島観測局	香川県小豆郡土庄町家浦字段山1191-2
中讃土木事務所		
1	中讃土木事務所	香川県坂出市江尻町1355番地
2	西分観測局	香川県綾歌郡綾川町西分字常清乙472-5
3	番の州観測局	香川県坂出市沙弥島字南通224-1
4	城山観測局	香川県坂出市川津町字城山1774-9
5	岡田上観測局	香川県丸亀市綾歌町岡田上字国吉2312-10
6	羽床観測局	香川県綾歌郡綾川町牛川字宗戸582-1地先
7	川津観測局	香川県坂出市新浜町3214-1
8	大麻山中継局	香川県三豊市高瀬町下麻字地獄谷3619-283
9	明神中継局	香川県仲多度郡まんのう町川東2175-49
10	吉野観測局	香川県仲多度郡まんのう町大字吉野字蛭田1927-1
11	多治川観測局	香川県仲多度郡まんのう町十郷字新目823-171
12	大川山観測局	香川県仲多度郡まんのう町中通字奥橋谷1089-291
13	白方観測局	香川県仲多度郡多度津町大字西白方字迦毘羅津980
14	下福家観測局	香川県仲多度郡まんのう町勝浦字下福家1243-2
15	高見島観測局	香川県仲多度郡多度津町大字高見島字六社通1506-1
16	広島観測局	香川県丸亀市広島町江の浦字宮の上776-1
西讃土木事務所		
1	西讃土木事務所	香川県観音寺市観音寺町甲966番地
2	箕浦観測局	香川県観音寺市豊浜町大字箕浦字平山甲861番2
3	戸川観測局	香川県三豊市財田町財田上字馬場7555番乙1
4	紫雲山観測局	香川県三豊市詫間町大字大浜字紫雲山乙451番
5	須田観測局	香川県三豊市詫間町大字詫間荒神下5253番
6	岡本観測局	香川県三豊市豊中町大字岡本字宮の尾3793番3
7	汐木観測局	香川県三豊市三野町大字下高瀬字丸戸1350番
8	長野観測局	香川県三豊市財田町財田中字道手2228番7
9	上勝間観測局	香川県三豊市高瀬町大字上勝間字平尾3044番1
10	和田観測局	香川県観音寺市豊浜町和田字大谷丙183番2



## 内 訳 書

内訳第 1号	精密点検 (1回/年)	実 施 設 計					変 更 設 計					
		単位	式	割戻数量	1	単価	単位		割戻数量		単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	単位	数量	単価	金額	摘要
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
計												
単計							円/式					

香 川 県

## 内 訳 書

内訳第 2号	通常点検 (2回/年)	実 施 設 計					変 更 設 計					
		単位	式	割戻数量	1	単価	単位		割戻数量		単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	単位	数量	単価	金額	摘要
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
計												
単計							円/式					

香 川 県

## 内 訳 書

内訳第 3号	緊急時対応	実 施 設 計					変 更 設 計					
		単位	式	割戻数量	1	単価	単位		割戻数量		単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	単位	数量	単価	金額	摘要
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
計												
単計							円/式					

香 川 県

## 内 訳 書

内訳第 4号	維持管理	実 施 設 計					変 更 設 計					
		単位	式	割戻数量	1	単価	単位		割戻数量		単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	単位	数量	単価	金額	摘要
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
			人									
計												
単計							円/式					

香 川 県



# 数量総括表

## 精密点検（1回当たり）

		県庁	長尾土木	高松土木	小豆総合	中讃土木	西讃土木	合計	
精密点検 (1回/年)	監視局	総括局	1					1	
		監視局		1	1	1	1	1	5
		計	1	1	1	1	1	1	6
	観測局 中継局 有線局	中継局 (μ-V)		1					1
		中継局 (V-V)				1	2		3
		中継局 (V-V) 引田		1					1
		中継局 (V-V) 明神					1		1
		観測局 (無線)		9	13	12	14	9	57
		観測局 (有線)		1			1		2
		中継観測局		2					2
計		14	13	13	18	9	67		
合計		1	15	14	14	19	10	73	

## 通常点検（1回当たり）

		県庁	長尾土木	高松土木	小豆総合	中讃土木	西讃土木	合計	
通常点検 (2回/年)	監視局	総括局							
		監視局		1	1	1	1	1	5
		計		1	1	1	1	1	5
	観測局 中継局 有線局	中継局 (μ-V)		1					1
		中継局 (V-V)				1	2		3
		中継局 (V-V) 引田		1					1
		中継局 (V-V) 明神					1		1
		観測局 (無線)		9	13	12	14	9	57
		観測局 (有線)		1			1		2
		中継観測局		2					2
計		14	13	13	18	9	67		
合計			15	14	14	19	10	72	

緊急点検（1業務当たり 24回を想定）

	県庁	長尾土木	高松土木	小豆総合	中讃土木	西讃土木	合計
監視局、観測局、中継局、有線局	—	—	—	—	—	—	回

観測局等維持管理（1業務当たり）

	県庁	長尾土木	高松土木	小豆総合	中讃土木	西讃土木	合計
監視局、観測局、中継局、有線局	—	—	—	—	—	—	人

材料費（1業務当たり）

	県庁	長尾土木	高松土木	小豆総合	中讃土木	西讃土木	合計
観測局用バッテリー <sup>※1</sup>					1		1
転倒ます式雨量計 <sup>※2</sup>		6					6
観測装置 <sup>※3</sup>			3				3
既設筐体取付部材 <sup>※3</sup>			3				3

※1 対象：広島観測局

※2 対象：女体山中継観測局、朝倉中継観測局、一本松橋中継観測局、小海観測局、水主観測局、入野山観測局

※3 対象：浅野観測局、成合観測局、川島観測局

## <点検対象機器一覧表>

県庁総括局

点検項目は、電気通信施設点検基準（案）による。

点検機器	項目	名称・規格等	点検周期		備考
			12ヵ月	6ヶ月	
砂防情報処理サーバ装置	24-1	処理装置 砂防情報処理サーバ	1		精密
砂防情報処理サーバ装置	24-1	処理装置 コンテンツ作成サーバ1	1		精密
砂防情報処理サーバ装置	24-1	処理装置 コンテンツ作成サーバ2	1		精密
砂防情報処理サーバ装置	24-1	処理装置 データ交換作成サーバ	1		精密
NASサーバ	24-5	ファイルサーバ	1		精密
情報表示端末1	24-3	端末装置（WS）	1		精密
情報表示端末2	24-3	端末装置（WS）	1		精密
カラープリンタ	24-1 1	プリンタ装置（レーザ）	1		精密
動作点検	16-1	国土交通省点検業務「河川情報システム」を準用	1		精密
無停電電源装置	13-3	無停電電源装置（汎用小容量UPS 20KVA以下）	1		精密

監視局【土木（小豆総合）事務所】

点検項目は、電気通信施設点検基準（案）による。

点検機器	項目	名称・規格等	点検周期		備考
			12ヵ月	6ヶ月	
土砂災害処理装置	24-1	処理装置	1		精密
無線装置（受信機）	7-1- 5	テレメータ監視局（V回線） （新プリアス規格準拠）	1		精密
プリンタ装置	24-1 1	プリンタ装置（レーザ）	1		精密
無停電電源装置	13-3	無停電電源装置（汎用小容量UPS 20KVA以下）	1		精密
空中線装置		VHF・UHF帯 （※無線装置に含む）			
分電盤	24-1 2	分電盤	1		精密
耐雷トランス	23-1	耐雷トランス	1	1	精密、通常
動作点検	16-1	国土交通省点検業務「河川情報システム」を準用	1		精密
LAN・ルータ	24-4	端末装置 LAN・ルータ	1		精密

中継局 (μ-V) 【新女体山】

点検項目は、電気通信施設点検基準 (案) による。

点検機器	項目	名称・規格等	点検周期		備考
			12ヵ月	6ヶ月	
中継装置	7-3-7	テレメータ中継局 (μ-V) (新スプリアス規格準拠)	1	1	精密、通常
空中線装置		VHF・UHF帯 (※無線装置を含む)			

中継局 (V-V) 【四方指・大平山・大麻山】

点検項目は、電気通信施設点検基準 (案) による。

点検機器	項目	名称・規格等	点検周期		備考
			12ヵ月	6ヶ月	
中継装置	7-3-6	テレメータ中継局 (V-V) (新スプリアス規格準拠)	1	1	精密、通常
空中線装置		VHF・UHF帯 (※無線装置を含む)			

中継局 (V-V) アドレスのみ 【引田局】

点検項目は、電気通信施設点検基準 (案) による。

点検機器	項目	名称・規格等	点検周期		備考
			12ヵ月	6ヶ月	
中継装置	7-3-6	テレメータ中継局 (V-V) (新スプリアス規格準拠)	1	1	精密、通常
太陽電池電源装置	12-6	太陽電池 (テレメータ用)	1		精密
空中線装置		VHF・UHF帯 (※無線装置を含む)			

中継局 (V-V) アドレスのみ 【明神局】

点検項目は、電気通信施設点検基準 (案) による。

点検機器	項目	名称・規格等	点検周期		備考
			12ヵ月	6ヶ月	
中継装置	7-3-6	テレメータ中継局 (V-V) (新スプリアス規格準拠)	1	1	精密、通常
空中線装置		VHF・UHF帯 (※無線装置を含む)			

## 観測局（無線）

点検項目は、電気通信施設点検基準（案）による。

点検機器	項目	名称・規格等	点検周期		備考
			12ヵ月	6ヶ月	
無線装置（送信機）	7-1-8	テレメータ観測局（無線方式） （新スプリアス規格準拠）	1		精密
雨量計	22-1	雨量計	1	1	精密、通常
太陽電池電源装置	12-6	太陽電池（テレメータ用）	1		精密
空中線装置		VHF・UHF帯 （※無線装置に含む）			

## 観測局（有線）【女体山・大平山】

点検項目は、電気通信施設点検基準（案）による。

点検機器	項目	名称・規格等	点検周期		備考
			12ヵ月	6ヶ月	
無線装置（送信機）	7-1-8	テレメータ観測局（無線方式） （新スプリアス規格準拠）	1		精密
雨量計	22-1	雨量計	1	1	精密、通常
空中線装置		VHF・UHF帯 （※無線装置に含む）			

## 中継観測局【一本松橋・朝倉】

点検項目は、電気通信施設点検基準（案）による。

点検機器	項目	名称・規格等	点検周期		備考
			12ヵ月	6ヶ月	
無線装置（送信機）	7-1-8	テレメータ観測局（無線方式） （新スプリアス規格準拠）	1		精密
雨量計	22-1	雨量計	1	1	精密、通常
太陽電池電源装置	12-6	太陽電池（テレメータ用）	1		精密
空中線装置		VHF・UHF帯 （※無線装置に含む）			

中継局・無線局等点検（草刈）

局名	敷地周辺状況	草刈の必要性
<b>長尾土木事務所</b>		
女体山中継局	他システム中継局内に設置	
朝倉中継観測局	敷地外舗装有り	有（1回／年）
一本松橋中継観測局	他システム観測局敷地内に設置	
引田中継局	役場駐車場敷地内に設置	有（1回／年）
立石観測局	道路脇に設置 3方土有り	有（1回／年）
鹿庭観測局	道路脇に設置 4方舗装有り	
小蓑観測局	道路脇に設置 3方土有り	有（1回／年）
小海観測局	町ポンプ場敷地内に設置	有（1回／年）
水主観測局	道路脇に設置 3方土有り	有（1回／年）
鶴羽観測局	道路脇に設置 4方土有り	有（2回／年）
平畑観測局	小学校校庭に設置	
西山観測局	道路脇に設置 4方土有り	有（2回／年）
入野山観測局	山頂に設置 4方土有り	有（1回／年）
<b>高松土木事務所</b>		
浅野観測局	幼稚園庭に設置 4方土有り	有（1回／年）
横井観測局	駐車場敷地内に設置 4方舗装有り	
成合観測局	水路脇に設置 4方土有り	有（2回／年）
川島観測局	川島支所駐車場に設置 4方土有り	
牟礼観測局	体育館中庭内に設置 4方草有り	有（1回／年）
高松町観測局	病院敷地内に設置 4方草有り	有（1回／年）
真名屋敷観測局	道路脇に設置 4方土有り	有（1回／年）
上貝ノ股観測局	道路脇に設置 4方土有り	有（1回／年）
安原下観測局	道路脇に設置 4方土有り	有（1回／年）
女木島観測局	道路脇に設置 4方土有り	有（1回／年）
庵治観測局	山頂に設置 4方土有り	有（1回／年）
春日観測局	町ポンプ場敷地内に設置	有（1回／年）
東谷観測局	道路脇に設置 4方舗装有り	有（1回／年）
新名観測局	総合公園敷地に設置 4方土有り	有（2回／年）
<b>小豆総合事務所</b>		
四方指中継局	山頂公園内に設置 4方林有り	有（1回／年）
蒲野段山観測局	林の中に設置	有（1回／年）
西ノ滝観測局	道路脇に設置 4方土有り	有（1回／年）
池田段山観測局	林の中に設置	有（1回／年）
猪谷観測局	道路脇に設置 4方土有り	有（1回／年）
堀越観測局	道路脇に設置 4方土有り	有（1回／年）
橘峠観測局	道路脇に設置 4方土有り	有（2回／年）
平間観測局	道路脇に設置 3方土有り	

中継局・無線局等点検（草刈）

局名	敷地周辺状況	草刈の必要性
畝木観測局	道路脇に設置 4方舗装有り	
大部観測局	道路脇に設置 3方土有り	有（1回／年）
銚子観測局	道路脇に設置 3方土有り	有（2回／年）
長浜観測局	道路脇に設置 3方土有り	有（2回／年）
豊島観測局	山頂道路脇に設置 4方土有り	有（2回／年）
<b>中讃土木事務所</b>		
大平山中継局	他システム中継局敷地に設置	
西分観測局	道路脇に設置 4方土有り	
番の州観測局	道路脇に設置 3方土有り	有（1回／年）
城山観測局	山頂公園敷地内に設置 4方土有り	有（1回／年）
岡田上観測局	森林公園敷地内に設置 4方土有り	有（1回／年）
羽床観測局	他システム警報局敷地に設置	
川津観測局	道路脇に設置 3方土有り	有（1回／年）
大麻山中継局	他システム中継局敷地に設置	
明神中継局	他システム観測局敷地に設置	
吉野観測局	借用地敷地に設置 3方土有り	有（1回／年）
多治川観測局	森林センター敷地に設置 4方土有り	
大川山観測局	道路脇に設置 4方土有り	有（1回／年）
白方観測局	道路脇に設置 4方土有り	有（1回／年）
下福家観測局	道路脇に設置 3方土有り	有（1回／年）
高見島観測局	貯水池堰堤上に設置 通路に草有り	有（2回／年）
広島観測局	借用地敷地に設置 4方土有り	有（2回／年）
<b>西讃土木事務所</b>		
箕浦観測局	道路脇に設置 3方土有り	有（1回／年）
戸川観測局	道路脇に設置 4方土有り	有（1回／年）
紫雲出山観測局	資料館敷地内に設置	
須田観測局	道路脇に設置 4方土有り	有（2回／年）
岡本観測局	借用地に設置 3方土有り	
汐木観測局	道路脇に設置 2方土有り	有（2回／年）
長野観測局	道路脇に設置 2方土有り	有（1回／年）
上勝間観測局	道路脇に設置 3方土有り	有（2回／年）
和田観測局	砂防ダム付近に設置、四方土有	有（1回／年）